

第6号議案説明資料

信用事業規程変更理由書（案）

銀行法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第139号）等により、大口信用供与等規制が見直しされたことに伴い、関係する規定の整備を行うものです。

信用事業規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1 (略)	第1 (略)
第2 事業の実施方法	第2 事業の実施方法
1～4 (略)	1～4 (略)
5 信用の供与等の限度額	5 信用の供与等の限度額
	<u>(1) 信用の供与等の額は次に掲げるものの合計額とする。</u>
	<u>イ 貸出金として農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第16条第1項に定めるもの</u>
	<u>ロ 債務の保証として信用事業命令第16条第2項に定めるもの</u>
	<u>ハ 出資として信用事業命令第16条第3項に定めるもの</u>
	<u>ニ イからハまでに掲げるものに類するものとして信用事業命令第16条第4項に定めるもの</u>
<u>(1) (略)</u>	<u>(2) (略)</u>
<u>(2) 次に掲げる信用の供与については、(1)の規定は適用しない。</u>	<u>(3) 次に掲げる信用の供与については、(2)の規定は適用しない。</u>
<u>イ～ロ (略)</u>	<u>イ～ロ (略)</u>
<u>ハ この組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等</u>	
<u>ニ イからハまでのほか、法令等の定めるところにより、同一人に対して(1)の限度額を超えて行うことができる信用の供与等</u>	
<u>(3) (1) 及び (2) に規定する信用の供与等の額、自己資本の額及び自己資本の純合計額は、法令等の定めるところにより計算した額とする。</u>	<u>(4) (2) の信用の供与等の額は、信用事業命令第17条第1項に規定する額の合計額を控除して計算するものとする。</u>

新 条 文	現 行 条 文
<p><u>(4)</u> 法令の定めるところにより、行政庁の承認を受けた場合においては、<u>(1)</u>の限度額を超えて信用の供与等を行うことができる。</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>6～19 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則(令和 年 月 日)</p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。</u></p>	<p><u>(5)</u> 法令の定めるところにより、行政庁の承認を受けた場合においては、<u>(2)</u>の限度額を超えて信用の供与等を行うことができる。</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>6～19 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

附帯決議

信用事業規程の一部変更につき、承認申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。